

# 特定非営利活動法人EDCF定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人EDCFという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区清新町二丁目4番2 - 203号に置く。

### (目 的)

第3条 本法人は、国籍や言語、文化、宗教に関係なく、広く一般市民を対象として、外国籍（または外国にルーツを持つ※以下同じ）居住者と日本人居住者双方の絆を深め、現代の日本における多文化共生社会の実現に貢献することを目的とする。具体的な活動として、地域の外国籍居住者には日本で生活していく上で必要な情報（ゴミ出しや、防災に関する知識および子どもの教育に関する情報等）の習得や日本語を学ぶ機会を提供し、外国籍居住者との共生に悩んでいる地域の日本人居住者へは、外国籍居住者と歩み寄り、よりよい日常を築いていくためのサポート体制の構築などを想定している。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (8) まちづくりの推進を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (11) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 進学相談および手続き支援事業
- (2) 日本語教育事業
- (3) 生活理解促進事業
- (4) 防災・医療・福祉への意識啓発事業
- (5) 地域社会との交流事業
- (6) 異文化理解・交流事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 地域のまつりやイベント等への出店事業

~~(2) 諸外国における食文化、食習慣の普及事業~~

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入する必要はない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

#### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	寺坂 めぐみ
副理事長	黒飛 亜妃子
副理事長	PURANIK PRIYANKA
理 事	大関 絵里
理 事	RATHORE VIJAY LAXMI
監 事	新村 幾子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員(個人・団体) 0円 賛助会員(個人・団体) 0円

(2) 年会費 正会員(個人・団体) 0円 賛助会員(個人) 0円

賛助会員(団体) 1口5000円(1口以上)

## 役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人EDCF

### 1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)

各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

### 2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	○ <b>理事</b> ・監事	テラサカ メグミ	有・無	代表理事長
		寺坂 めぐみ		
2	○ <b>理事</b> ・監事	クロトビ アキコ	有・無	副理事長
		黒飛 亜紀子		
3	○ <b>理事</b> ・監事	プラニク プリヤンカ	有・無	副理事長
		PURANIK PRIYANKA		
4	○ <b>理事</b> ・監事	オオセキ エリ	有・無	理事
		大関 絵里		
5	○ <b>理事</b> ・監事	ラトール ヴィジェイ ラクシュミ	有・無	理事
		RATHORE VIJAY LAXMI		
6	理事・○ <b>監事</b>	シンムラ イクコ	有・無	監事
		新村 幾子		
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	

## 2026年度 事業計画書

## 特定非営利活動法人 EDCF

## 1 事業実施の方針

令和8年度は、進学相談および手続き支援事業、日本語教育事業、地域社会との交流事業、防災・医療・福祉への意識啓発事業、また、生活理解促進事業の5事業について、自治会や地域の施設と連携し、開催を行っていく。このうち、ひとつの事業を、少なくとも2か月に1回は実施することを目指す。異文化理解・交流事業については、可能であれば年度中に1回実施する。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 86 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
進学相談および手続き支援事業	公立小学校、中学校の入学、保育園、幼稚園の入園手続き(見学、書類記入、就学前検診や入学前説明会、学童説明会、すすくすくスクール登録の同行)また、学用品の選び方、購入前つけのサポートイベント実施	4月 5月 11月 2月 3月	江戸川区 内の社会 福祉施設 また清 新コテ ニ館等 の施設	5名	江戸川区 葛西南部 居住者	15名	11
進学相談および手続き支援事業	中学受験、高校受験について基本的な情報を、塾の先生や経験者の家庭に協力してもらい提供する。	11月	江戸川区 内の社会 福祉施設 また清 新コテ ニ館等 の施設	3名	江戸川区 葛西南部 居住者	5名	0.5
日本語教育事業/異文化理解・交流事業	日本語サロンの実施(子供向けには絵本の読み聞かせ、また、参加者同士で異文化理解を促進できるような内容にする。)	8月 11月 3月	江戸川区 内の社会 福祉施設 また清 新コテ ニ館等 の施設	3名	江戸川区 葛西南部 居住者	15名	12
生活理解促進事業	ゴミ出し、日本での生活ルール・マナー学習教室	4月	江戸川区 内の社会 福祉施設 また清 新コテ ニ館等 の施設	3名	江戸川区 葛西南部 居住者	10名	1
生活理解促進事業	自転車ルール学習教室	5月	交通公園 また江 内川内 福社会 の福祉 施設、 清新 コテ ニ館等 の施設	5名	江戸川区 葛西南部 居住者	10名	6



(2) その他の事業

(事業費の総費用【 15 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
地域のまつりやイベント等への出店事業	えどインフェスに出店。	2月または3月	新田6号公園	5名	15



防災・医療・福祉への意識啓発事業	防災（地震、水害、火災）、救急学習また健康測定イベントの実施、地域防災訓練の参加	6月9日 9月12日 12月1日	江戸川区社会福祉施設新設 区内の公共機関 江戸区内福また町二館等共設	3名	江戸川区葛西南部居住者	50名	18
地域社会との交流事業	意見交換会の実施	7月10日 10月2日	江戸川区社会福祉施設新設 区内の公共機関 江戸区内福また町二館等共設	3名	江戸川区葛西南部居住者の施設、役所の職員	10名	3
地域社会との交流事業	わがまち清新イベントの参加（運営協力）	10月	コーシャハイム団地、清サ地	5名	江戸川区葛西南部居住者	500名	0
地域社会との交流事業	コーシャハイム自治会や他団体との連携や江戸川区との協定による花植え、ゴミ拾い、火災防止促進（火の用心）活動の参加。	5月11日 11月1日	コーシャハイム団地など江戸川区葛西南部	3名	江戸川区葛西南部居住者	15名	0
地域社会との交流事業	コーシャハイム自治会や他団体の子供向けイベント（門松、クリスマスツリー飾り、手巻き寿司作り）の参加。	12月3日	コーシャハイム自治会集会所など江戸川区葛西南部	3名	江戸川区葛西南部居住者	20名	0
地域社会との交流事業	葛西南部で行われるスポーツの試合開催にて、イベント運営の協力。	3月	葛西南部のスポーツ施設	3名	江戸川区葛西南部居住者	1000名	0
異文化理解・交流事業	浴衣（着物）やサリーの着付け体験	7月	江戸川区社会福祉施設新設 区内の公共機関 江戸区内福また町二館等共設	3名	江戸川区葛西南部居住者	10名	2
異文化理解・交流事業	インドダンスやヨガの体験	9月	江戸川区公共施設	2名	江戸川区葛西南部居住者	10名	5

異文化理解・ 交流事業	東京ヤマソン参加	10月	都内山手 線エリア	2名	江戸川区 葛西居住者	8名	28
異文化理解・ 交流事業	多文化共生交流会とパ フォーマンス発表会の 実施	9月 2月	川の福設清ユニ会の施 戸内会施た町ユイ等共 江区社社ま新ミテ館公設	2名	江戸川区 葛西居住者	40名	13
異文化理解・ 交流事業	英語リーディング講座習 またはインド数学学 講座	10月	川の福設公 戸内会施た施 江区社社ま共	2名	江戸川区 葛西居住者	5名	1
異文化理解・ 交流事業	日本や諸外国の料理教 室の実施	11月	川の町ユイ等共 戸内新ミテ館公設 江区清ユニ会の施	5名	江戸川区 葛西居住者	20名	12

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 15 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
地域のまつり やイベント等 への出店事業	えどインフェスに出店。	2月また は3月	新田6号 公園	5名	15

## 特定非営利活動法人 EDCF

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費		30,000		0	30,000
正会員受取会費					
賛助会員受取会費	30,000				
2 受取寄附金		60,000		0	60,000
受取寄附金	60,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益 ※欄下参照。		80,000		30,000	110,000
エディンフェス出展売上金	0		30,000		
各種イベント参加費	80,000		0		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息			0		
<b>経常収益計</b>		<b>170,000</b>		<b>30,000</b>	<b>200,000</b>
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当	0		0		
役員報酬	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
(2) その他経費		86,000		15,000	101,000
会議費	15,000				
旅費交通費	6,000				
謝金	30,000				
消耗品費	10,000				
印刷製本費	10,000				
支払手数料	15,000		10,000		
売上原価			5,000		
<b>事業費計</b>		<b>86,000</b>		<b>15,000</b>	<b>101,000</b>

2 管理費					
(1) 人件費			0	0	0
役員報酬	0				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費			26,500	0	26,500
消耗品費	10,000				
水道光熱費	0				
通信運搬費	13,000				
地代家賃	0				
旅費交通費	2,000				
減価償却費	0				
支払手数料	1,500				
管理費計			26,500	0	26,500
経常費用計			112,500	15,000	127,500
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			57,500	15,000	72,500
【C】経常外収益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経常外収益計			0	0	0
【D】経常外費用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
経常外費用計			0	0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0	0	0
経理区分振替額・・・③				-15,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③			72,500	<del>0-15,000</del>	72,500
<small>△：損、包摂法の特典等・・・④</small> <small>◎：税引前正味財産額・・・⑤</small>					70,000
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					2,500

※以下の事業での収益を指す。

進学相談および手続き支援事業収益

日本語教育事業収益

生活理解促進事業収益

防災・医療・福祉への意識啓発事業収益

地域社会との交流事業収益

異文化理解・交流事業収益

地域のまつりやイベント等への出店事業収益

特定非営利活動法人 EDCF

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費		30,000		0	30,000
正会員受取会費					
賛助会員受取会費	30,000				
2 受取寄附金		100,000		0	100,000
受取寄附金	100,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益 ※欄下参照。		80,000		30,000	110,000
エディンフェス出店売上金	0		30,000		
各種イベント参加費	80,000		0		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息			0		
<b>経常収益計</b>		<b>210,000</b>		<b>30,000</b>	<b>240,000</b>
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当	0	0	0	0	
役員報酬	0	0	0	0	
退職給付費用	0	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	0	
(2) その他経費		124,500		15,000	139,500
会議費	24,000				
旅費交通費	9,500				
謝金	50,000				

	消耗品費	15,000			
	印刷製本費	15,000			
	支払手数料	11,000		10,000	
	売上原価			5,000	
事業費計			124,500	15,000	139,500
2 管理費					
(1) 人件費			0	0	0
	役員報酬	0			
	給料手当	0			
	退職給付費用	0			
	福利厚生費	0			
(2) その他経費			26,000	0	26,000
	消耗品費	10,000			
	水道光熱費	0			
	通信運搬費	12,000			
	地代家賃	0			
	旅費交通費	1,500			
	減価償却費	0			
	支払手数料	1,500			
	会議費	1,000			
管理費計			26,000	0	26,000
経常費用計			150,500	15,000	165,500
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			59,500	15,000	74,500
【C】経常外収益					
	固定資産売却益	0			
	過年度損益修正益	0			
経常外収益計			0	0	0
【D】経常外費用					
	固定資産売却損	0			
	災害損失	0			
	過年度損益修正損	0			
経常外費用計			0	0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0	0	0
経理区分振替額・・・③				-15,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③			74,500	0	74,500
	法人債、自前債及び借入金				70,000
	前期繰越正味財産額				2,500
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					7,000

※以下の事業での収益を指す。

進学相談および手続き支援事業収益

日本語教育事業収益

生活理解促進事業収益

防災・医療・福祉への意識啓発事業収益

地域社会との交流事業収益

異文化理解・交流事業収益

地域のまつりやイベント等への出店事業収益

## 特定非営利活動法人EDCF 設立趣旨書

日本に住む外国籍の（または外国にルーツを持つ※以下同じ）居住者の数は年々増えています。その数について、江戸川区では2024年、新宿区を超え、都内で最多となりました。江戸川区役所でも同年10月に多文化共生センターを開設するなど、行政としても対応を進めています。特に、区内に住むインド国籍の居住者の割合は、埼玉県川口市に住むクルド人居住者の割合と似ていると言われます。川口ではクルド人の排斥を求めるなど問題が表面化していますが、江戸川区では共生への道が比較的に整いつつあると、捉えられています。

今から40年以上前の1978年、西葛西に初めて、複数のインド人が居住のためにやってきました。その方々が日本での暮らしをより豊かなものにするため、日本での生活様式をインド人同士で共有、受け継いできました。そのおかげで、IT業界における2000年問題をきっかけに来日したインド人にとって、西葛西は住みやすいエリアとなり、「日本で暮らすなら西葛西で」という意識が広まりました。現在では、西葛西、清新町エリアはリトルインディアとも呼ばれ、実際に8,000人を越えるインド人口が江戸川区に集中しています。また、江戸川区には、インド以外の中国、ベトナム、ネパール、韓国などの他の国籍の居住者も数多くいます。

一方で、清新町にある団地などでの生活の実態をみると、残念ながら、一人ひとりの生活には、困難やトラブルも起きています。外国籍の方の夜の集まりによる音の問題に悩み、繰り返し注意しても変わらない現状に、外国籍の方への気持ちが怒りと変わってきている人、また、長く仲良くしてきた隣人が亡くなり、直後に入居した人が外国籍の方で、慣れない音や匂い等に悩まされ、ついには引っ越しを決断した人、子どもを含めた集まりが夜中になっても共有スペースで続くので注意しても、「子どものやっていることだから」と要望にも意に介さず、諦めの心境になっている自治会…。私が住んでいる分譲マンションでも、不適切なゴミ捨ての実態により、数年前から、ゴミ捨て場での英語での注意書きが掲示されるようになりました。

また、2025年の参院選以来、外国籍居住者および訪日外国人に対して、排他的感情を持つ日本人が増えています。その風潮には、身近に接している外国籍居住者の友人達も大変心配しています。近所のスーパーでも、日本人客とインド人客の間に警察沙汰となるもめ事が起きたことを、複数の友人から聞いています。このような背景から、公共交通機関を利用する際も、周りの日本人に触れないよう気をつけていること、宿泊を伴う遠出を控えていることも聞きました。実際に、私も、電車を利用した際、隣に座った外国籍の乗客に対して、嫌悪感を示した日本人の乗客を目撃しました。私たちが接している多くの外国籍の友人達は、外国籍の住民にとって今後も、日本が安全で住みやすい国であることを願っています。しかし、上述する通り、日本人と外国籍居住者の間にある相互理解の欠如により、残念ながら双方ともに不幸になる状況も生まれています。

私たちはこれまで、個人的に、友人や知人、江戸川区内の施設職員様や自治会の役員様、区役所の多文化共生センターの職員様などに声がけて、日本語サロンや多文化共生について考える意見交換会、救急講習などを開催し、えどインフェス（江戸川区葛西エリアで3年前より開催されている多様な魅力の発信、地域活性化を目指すイベント）にも参加してきました。しかしながら、個人ベースで活動しているため、活動は小規模にならざるを得ません。活動に興味を持っていただけそうな近隣の住民に、幅広く参加を促すことは難しく、持続可能な活動を維持しにくいと感じています。

私たちは、生活面で様々な困りごとを抱えている、また、日本で生活していく上で必要な情報（ゴミ出しや、防災に関する知識等）を習得していないであろう地域の外国籍居住者のサポートを強化すると同時に、外国籍居住者との共生に悩んでいる地域の日本人居住者が、外国籍居住者と歩み寄り、よりよい日常を築いていくためのサポート体制を構築したいと考えています。国籍や言語、文化、宗教に関係なく、日本人、外国籍の居住者双方が、お互いの生活や文化を尊重し、よりよい関係性の構築と共生に向けて考えていくこの思いを実現するため、私たちの活動のさらなる拡大を目指し、私たちの活動に賛同してくれる誰もが参加できる団体である、非営利活動法人を設立することを決意いたしました。法人名EDCFは"Enjoy Diversity, Create the Future."というフレーズの頭文字に由来します。多様性を尊重しつつ、楽しみながら創造していく組織作りを理念として掲げます。

本法人は、江戸川区の清新町、西葛西を中心とした外国籍居住者と日本人居住者、双方の絆を深める活動を実施することで、現代の日本における多文化共生社会の実現に貢献できることを目指します。特定非営利活動法人になった暁には、定期的な総会の実施や、法令で定められた書類の作成・提出、一般市民への情報公開などを適切に行うことで、地域的及び社会的信用を得、健全な法人運営を展開していきます。

申請に至るまでの経過（\*印は代表のみ対応。）

2025年5月 日本語サロン2日実施。

※日本語指導経験者様のご協力。清新町と臨海町のコミュニティ会館にて開催。  
東京出入国在留管理局での手続き同行。（\*）

2025年8月 なごみの家葛西南部での災害に強い地域づくり分科会オブザーバー参加。（\*）  
清新プラザ自治会大協会長様インタビュー。（\*）

2025年9月 なごみの家葛西南部での防災セミナー参加。（講師：江戸川区防災ボランティア）（\*）  
江戸川区内の公立中学校学校公開同行。（\*）

2025年10月 清新町の多文化共生についての意見交換会実施。  
※地域の自治会メンバー、なごみの家葛西南部所長様、江戸川区役所職員様のご参加。  
東京都職員様、東京都つながり創生財団職員様、オブザーバーとしてのご参加。  
日本語サロン2日実施。

※日本語指導経験者様のご協力。なごみの家葛西南部と清新町コミュニティ会館にて開催。  
2025年11月 なごみの家葛西南部で実施の認知症サポーター養成講座イベントに参加。  
なごみの家葛西南部での第11回地域支援会議参加。  
江戸川区内の公立小学校就学前検診同行（\*）

2025年12月 江戸川区内の大手塾に中学受験についての質問同行（\*）  
救急講習イベントを、なごみの家葛西南部にて実施。 ※葛西消防署のご協力。

2026年1月 JKKコーシャハイム自治会役員会オブザーバー参加。（\*）  
JKKコーシャハイム新年会参加。

えどインフェス出店。（こども向けおもちゃくじ販売と出店内容は以下）

「日本の学校相談 "Counseling for Non-Japanese Parents About Local Japanese School Life"」

※日本の学校、幼稚園、保育園での生活がどのようなものか、英語またはやさしい日本語で伝える。

特定非営利活動法人EDCFの設立を有志で確認。

2026年2月 江戸川区内の公立小学校入学前説明会同行（\*）  
JKKコーシャハイム自治会役員会オブザーバー参加。（\*）  
特定非営利活動法人EDCFの設立総会開催。

2026年2月15日

設立代表者

氏名 寺坂 めぐみ